

社会福祉緒法人 光輝会
役員等費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人光輝会の役員及び評議員の費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第3条 (削除)

(理事会及び評議員会の出席等)

第4条 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席したときは、地祇により実費弁償費を支払うことができる。

なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

| | 距離 (片道) | 費用弁償 (日額) |
|---------|---------|-----------|
| 理事会出席など | 2km 未満 | 1,000 円 |
| | 2km 以上 | 2,000 円 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の実費弁償費はこれを支払わないものとする。

| | 距離 (片道) | 費用弁償 (日額) |
|---------|---------|-----------|
| 評議員会出席等 | 2km 未満 | 1,000 円 |
| | 2km 以上 | 2,000 円 |

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人および施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営の

ための業務に当たった場合、または評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、月表1により実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人が別途定める「旅費規程」に準じ、次により旅費等を支給することができる。

| | | | |
|----|---------|-------|-----|
| 旅費 | 宿泊費（日額） | 日当 | その他 |
| 実費 | 園長と同じ | 園長と同じ | 実費 |

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附則

この規定の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

| | |
|-------------|-------|
| 名称 | 実費弁償費 |
| 理事長（日額） | 実費 |
| 理事及び評議員（日額） | 実費 |
| 監事（日額） | 実費 |